

小規模多機能型居宅介護事業所 十王堂おうじ

重要事項説明書

**当事業所は、介護保険の指定を受けています。
倉敷市指定 第3390200776号**

当事業所はご利用者に対して、小規模多機能型居宅介護サービス、及び介護予防小規模多機能型居宅介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

※当サービスの利用は、原則として住所地在倉敷市にあり、要介護認定の結果、「要支援」もしくは「要介護」と認定された方が対象となります。

◆◆◆ 目次 ◆◆◆

1. 事業者
2. 事業所の概要
3. 事業実施地域及び営業時間
4. 職員配置状況
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金
6. 苦情の受付について
7. 運営推進会議の設置
8. 協力医療機関、バックアップ施設
9. 非常火災時の対応
10. 身体拘束の廃止
11. 緊急時の対応
12. 事故発生時の対応
13. サービス利用にあたっての留意事項

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 王慈福祉会
- (2) 法人所在地 岡山県倉敷市児島下の町5丁目2番17号
- (3) 電話番号 086-473-9000
- (4) 代表者氏名 理事長 胡谷 俊樹
- (5) 設立年月日 平成6年6月8日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定小規模多機能型居宅介護・指定介護予防小規模多機能型居宅介護
平成24年5月1日指定 倉敷市指定第3390200776号
- (2) 事業所の目的 住み慣れた地域で生活するために、介護保険法に従い、利用者が自宅で可能な限り暮らし続けられるような生活の支援を目的として、通い、訪問、宿泊サービスを柔軟に組み合わせてサービスを提供します。
- (3) 事業所の名称 十王堂おうじ
- (4) 事業所の所在地 岡山県倉敷市児島田の口7丁目6番37号
- (5) 電話番号 086-477-8200
- (6) 管理者氏名 中瀬 千春
- (7) 運営方針 利用者一人ひとりの人格を尊重し、住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望、及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス、及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、地域での生活を支援します。
- (8) 開設年月日 平成24年5月1日
- (9) 登録定員 29名（通いサービス定員18名、宿泊サービス定員9名）
- (10) 居室等の概要 当事業所では以下の居室、設備をご用意しています。宿泊サービスに利用される居室は全室個室ですが、ご利用者の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に添えない場合もあります。

居室・設備の種類	面積 (㎡)	室数	備考
宿泊室	8.21	9	個室 電動ベッド・エアコン・クローゼット完備
リビング・食堂	51.75	1	
和室 (6帖)	9.93	1	
和室 (8帖)	13.24	1	
リビング	37.15	1	宿泊室側リビング
台所	16.76	1	
トイレ		4	車椅子対応3か所
浴室	6.21	1	一般浴槽

※上記は、厚生労働省が定めている基準により、指定小規模多機能型居宅介護事業所に設置が義務付けられている施設、設備です。

3. 事業実施地域、及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 倉敷市児島地区
- (2) 営業日、及び営業時間
- ①営業時間 年中無休
 - ②通いサービス 8時30分～18時30分（基本時間）
 - ③訪問サービス 24時間
 - ④宿泊サービス 18時30分～8時30分（基本時間）

4. 職員の配置状況

当事業所では、ご利用者に対して小規模多機能型居宅介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

職種	常勤	非常勤	職務の内容
① 管理者	1名 ④職種と兼務		事業内容の調整
② 計画作成担当者 (介護支援専門員)	1名 ④職種と兼務		サービスの調整、相談業務、計画の作成
② 看護職員	0名	1名	健康チェック等の医務業務
③ 介護職員	7名	10名	日常生活の介護・相談

【主な職種の勤務体制】

職種	勤務体制
管 理 者	主な勤務時間：8時30分から18時30分のうち8時間
計画作成担当者	主な勤務時間：8時30分から18時30分のうち8時間
看 護 職 員	主な勤務時間：8時30分から18時30分のうち8時間のシフト制
介 護 職 員	夜勤勤務時間：17時から9時30分

※その他、ご利用者の状況に対応した勤務時間を必要に応じて設定します。

5. 当事業所が提供するサービスと料金

当事業所では、ご利用者に対して以下のサービスを提供します。提供するサービスについては、以下の2つがあります。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
(介護保険の給付対象となるサービス) (2) 利用料金の全額をご利用者にご負担いただく場合
(介護保険の給付の対象とならないサービス) |
|---|

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、介護保険の給付対象となります。以下のサービス内容を具体的にどのような頻度、内容で実施するかについては、ご利用者と協議の上、小規模多機能型居宅介護計画に定めます。

【サービスの概要】

ア. 通いサービス

事業所のサービス拠点において、食事や入浴、排泄等の日常生活上の必要な援助や機能訓練を提供します。

① 食事

- 食事の提供、及びご利用者の状況に応じて食事介助をします。
- 調理場で利用者が料理をすることができます。
- 食事サービスの利用は任意です。

②入浴

- 入浴または清拭を行います。
- 衣類の着脱、身体の清拭、洗髪、洗身をご利用者の状況に応じて介助を行います。
- 入浴サービスの利用は任意です。

③排泄

- ご利用者の状況に応じて適切な介助を行い、排泄の自立についても適切な援助を行います。

④機能訓練

- 生活を重視した生活リハビリを基本として、ご利用者の状況に応じた機能訓練を行い、身体機能低下を防止するよう努めます。

⑤健康チェック

- 血圧測定等、利用者の全身状態の把握を行います。

⑥送迎サービス

- ご利用者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎サービスを行います。

イ. 訪問サービス

- ご利用者のご自宅にお伺いし、食事や入浴、排泄等の日常生活上の支援や機能訓練を提供します。
- 訪問サービス実施のための必要な備品等（水道、ガス、電気等含む）は無償で使用させていただきます。また訪問サービス実施のために必要な物品等の購入をお願いすることがあります。
- 訪問サービスの提供にあたって、次に該当する行為はいたしません。
 - a. 医療行為。
 - b. ご利用者もしくはその家族等からの金銭または物品の授受。
 - c. 飲酒、及びご利用者もしくはその家族等の同意なしに行う喫煙。
 - d. ご利用者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動。
 - e. その他ご利用者もしくはその家族等に行う迷惑行為。

ウ. 宿泊サービス

- 事業所に宿泊して頂き、食事、入浴、排泄等の日常生活上の支援や機能訓練を提供します。

【サービス利用料金】

ア. 通い、訪問、宿泊（介護費用分）すべてを含んだ1ヵ月単位の費用額。

利用料金は1ヵ月ごとの包括費用（定額）です。別表の利用料金表によって、ご利用者の要支援、及び要介護度に応じたサービス利用料金から、介護保険給付額を除いた金額（介護保険負担割合証に記載されている割合）をお支払いください。

☆月ごとの包括料金ですので、ご利用者の体調不良や身体状況の変化等により、小規模多機能型居宅介護計画に定めた日数に増減があった場合でも、日割りでの割引、及び割増しはいたしません。

☆月の途中から登録した場合、及び月の途中で登録を終了した場合には、その期間に応じて日割りした利用料金をお支払いいただきます。なお、この場合の「登録日」とは、ご利用者が当事業所と利用契約を締結した日ではなく、通い・訪問・宿泊のいずれかのサービスを実際に利用開始した日をいい、「登録終了日」とは、ご利用者と当事業所が利用契約を終了した日をいいます。

☆ご利用者が要支援または要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援または要介護認定後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。この場合、保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。「サービス提供証明書」を市町村の介護保険担当窓口へ提出いただきますと、償還払いが受けられます。

☆ご利用者に提供する食事、及び宿泊に係る費用については別途いただきます。

☆介護保険の給付額に変更があった場合、変更された金額に合わせて、ご利用者の負担額を変更します。

イ. 加算項目について

別紙「重要事項説明書による利用料金表」をご参照ください。

(2) 介護保険の給付の対象とならないサービス

以下のサービスについては、利用料金の全額がご利用者のご負担となります。

【サービスの概要と利用料金】

ア. 食事サービスの提供（食事代）

ご利用者に提供する食事に要する費用。

○料金 朝食：400円、昼食：700円、夕食：600円、おやつ代：100円

イ. 宿泊サービスに要する費用（宿泊代）

ご利用者に提供する宿泊に要する費用。

○料金 一泊につき：2,200円

ウ. おむつ等

○料金 紙パンツ（1枚） M：90円、L：100円、LL：110円

尿取りパッド（1枚） 20円

エ. 洗濯サービスの提供（洗濯代）

ご利用者の洗濯物の洗濯、修繕、管理に要する費用。

○料金 一回につき：100円

オ. レクリエーション、クラブ活動

ご利用者の希望により、レクリエーション、クラブ活動に参加していただけます。

○料金 材料費代等の実費

カ. 複写物の交付

ご利用者は、サービスの提供についての記録を閲覧できますが、複写物を必要とする場合は実費をいただきます。

○料金 1枚につき：10円

キ. 上記の他、日常生活上必要な物であって、ご利用者にご負担いただくことが適当と認められるものについては、実費用等をご負担いただく場合があります。

☆経済状況の著しい変化や、その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。変更をする場合には、変更を行う2ヵ月前までにご説明します。

(3) 利用料金のお支払い方法

前記（1）、（2）の利用料金は、1ヵ月分をまとめて請求させていただきますので、翌月末日までに次のいずれかの方法によりお支払いください。

①十王堂おうじ窓口での現金払い

②金融機関口座からの自動引き落とし

ご利用いただける金融機関：中国銀行、ゆうちょ銀行

※いずれも27日引き落としになります。

③下記指定口座へのお振込み

○中国銀行 児島支店 普通預金2283014

社会福祉法人 王慈福社会 (シカイフクシカヅン オゾフクカイ)

理事長 胡谷 俊樹 (リジチョウ エヒスタニ トキ)

○ゆうちょ銀行

記号15460 番号31355521

社会福祉法人 王慈福社会 (シカイフクシカヅン オゾフクカイ)

(4) 利用の中止、変更、追加

○利用予定日の前に、ご利用者の都合により、小規模多機能型居宅介護サービスの利用を中止、変更、新たなサービスの追加をすることができます。この場合には、原則としてサービス実施日の前日までにお申し出ください。

○サービスの利用の追加、変更のお申し出に対して、事業所の稼働状況によりご利用者の希望する日にサービスが提供できない場合は、代替利用可能日を提示して協議します。

(5) キャンセル料

サービスを休まれる場合、通いサービス、及び宿泊サービスの食事代について、キャンセル料をいただきます。

○通いサービス：前日の12時以降のキャンセル

○宿泊サービス：前日の12時以降のキャンセル

(6) 小規模多機能型居宅介護計画について

小規模多機能型居宅介護サービスは、ご利用者一人ひとりの人格を尊重し、住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望、及びその置かれている環境を踏まえて、通い、訪問、宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、地域での暮らしを支援するものです。事業者は、ご利用者と協議の上、小規模多機能型居宅介護計画を定め、またその実施状況を評価します。その内容は書面にて説明の上、ご利用者に同意を得て交付します。

6. 苦情の受付について

(1) 当事業所における苦情の受付は、以下の専用窓口で受け付けます。

受付窓口 (担当者)	管理者 中瀬 千春
受付時間 電話番号	日曜日から土曜日 8時30分から17時30分 086-477-8200

※また、苦情受付ボックスを事業所玄関に設置してあります。

(2) 行政機関、その他苦情受付機関

倉敷市役所 介護保険課	所在地 倉敷市西中新田640 電話番号 086-426-3343 受付時間 8時30分から17時15分 (土・日・祝日除く)
岡山県国民健康保険団体連合会	所在地 岡山市北区桑田町17番5 電話番号 086-223-8811 受付時間 8時30分から17時 (土・日・祝日除く)
岡山県社会福祉協議会 (岡山県運営適正化委員会)	所在地 岡山市北区南方2丁目13-1 電話番号 086-226-9400 受付時間 9時から17時 (土・日・祝日除く)

(3) 苦情処理第三者委員

氏名 藤島 浩二	電話番号 086-473-2246
----------	-------------------

7. 運営推進会議の設置

当事業所では、小規模多機能型居宅介護、及び介護予防小規模多機能型居宅介護の提供にあたり、サービスの提供状況について、定期的に報告するとともに、その内容等についての評価、要望、助言を受けるため、下記のとおり運営推進会議を設置します。

<p>【運営推進会議】</p> <p>構成員：ご利用者、ご利用者の家族、地域住民の代表者、倉敷市介護保険課担当職員、琴浦高齢者支援センター職員、自治会、民生委員、小規模多機能型居宅介護について知見を有する者等。</p> <p>開催：隔月で開催。</p> <p>会議録：運営推進会議の内容、評価、要望、助言等について記録を作成します。</p>
--

8. 協力医療機関、バックアップ施設

当事業所では、各ご利用者の主治医との連携を基本としつつ、病状の急変等に備えて以下の医療機関を協力医療機関、バックアップ施設として連携体制を整備します。

【協力医療機関】

医療法人 王慈会 おうじクリニック	所在地 倉敷市児島下の町5-2-17 電話番号 086-474-0111
石井歯科医院	所在地 倉敷市児島田の口5-7-30 電話番号 086-477-8881
社会福祉法人 王慈福祉会 特別養護老人ホーム 王慈園	所在地 倉敷市児島下の町5-2-17 電話番号 086-474-9000

9. 非常火災時の対応

非常火災時は、別途定める消防計画に則って対応を行います。また避難訓練を年2回、ご利用者も参加して行います。

○防火管理者：高橋 和巳

○消防用設備：自動火災報知機、スプリンクラー、非常用照明、誘導灯、消火器

10. 身体拘束の廃止

当事業所では、ご利用者または他のご利用者等の生命または身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束其他のご利用者の行動を制限する行為を行いません。緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その様態、及び時間、その際のご利用者の心身の状況、ならびに緊急やむを得ない理由を記録します。

11. 緊急時の対応

サービス実施中に、ご利用者の心身の状況に異常その他緊急事態が生じた時には、速やかに主治医、及びご家族に連絡等の措置を講ずるとともに、管理者へ報告します。主治医との連絡ならびに指示が得られなかった場合には、事業所が定めた協力医療機関へ連絡するとともに、受診等の適切な処置を講じます。

12. 事故発生時の対応

ご利用者に対する小規模多機能型居宅介護の提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

事故が発生した場合には、その事故の状況、及び事故に際して採った処置について記録します。事故が生じた際には、その原因を究明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

13. サービス利用にあたっての留意事項

○サービス利用の際には、介護保険被保険者証を提示してください。

○事業所内の設備や器具は、本来の用法に従ってご利用ください。これに反して破損等が生じた場合は、弁償していただく場合があります。

○事業所内での他のご利用者に対する宗教活動や政治活動等、ご迷惑になる行為はご遠慮ください。

○所持金は、自己の責任で管理してください。

令和 年 月 日

指定小規模多機能型居宅介護サービス、及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護サービスの提供に際し、本書面に基づき、重要事項の説明を行いました。

事業所名：十王堂おうじ

説明者職名

説明者氏名

私は、本書面に基づいて、事業者から重要事項の説明を受け、指定小規模多機能型居宅介護サービス、及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護サービスの提供開始、及び利用料金の徴収に関して同意しました。

【利用者】

住所

氏名

【身元保証人】

住所

氏名

(続柄：)

※この重要事項説明書は、厚生労働省令第34号(平成18年3月14日)第88条により準用する第9条の規定に基づき、利用申込者またはその家族への重要事項説明のために作成したものです。

(別紙)

＜ 重要事項説明書による利用料金表 ＞

○基本料金（1ヶ月につき）

要介護状態区分等	基本料金（円）	サービス利用自己負担額（円）		
		1割	2割	3割
要支援1	34,500	3,450	6,900	10,350
要支援2	69,720	6,972	13,944	20,916
要介護1	104,580	10,458	20,916	31,374
要介護2	153,700	15,370	30,740	46,110
要介護3	223,590	22,359	44,718	67,077
要介護4	246,770	24,677	49,354	74,031
要介護5	272,090	27,209	54,418	81,627

○加算料金

	加算額（円）	サービス利用自己負担額（円）			備考	
		1割	2割	3割		
初期加算	300	30	60	90	1日あたり	
認知症加算	(Ⅰ)	9,200	920	1,840	2,760	要介護のみ いずれか
	(Ⅱ)	8,900	890	1,780	2,670	
	(Ⅲ)	7,600	760	1,520	2,280	
	(Ⅳ)	4,600	460	920	1,380	
若年性認知症 利用者受入加算	要介護	8,000	800	1,600	2,400	
	要支援	4,500	450	900	1,350	
看護職員配置加算	(Ⅰ)	9,000	900	1,800	2,700	要介護のみ いずれか
	(Ⅱ)	7,000	700	1,400	2,100	
	(Ⅲ)	4,800	480	960	1,440	
看取り連携体制加算	640	64	128	192	1日あたり	
訪問体制強化加算	10,000	1,000	2,000	3,000		
総合マネジメント体制 強化加算	(Ⅰ)	12,000	1,200	2,400	3,600	
	(Ⅱ)	8,000	800	1,600	2,400	
生活機能向上 連携加算	(Ⅰ)	1,000	100	200	300	いずれか
	(Ⅱ)	2,000	200	400	600	
口腔・栄養スクリーニング加算	200	20	40	60	6か月ごと	
科学的介護推進体制加算	400	40	80	120		
サービス提供 体制強化加算	(Ⅰ)	7,500	750	1,500	2,250	いずれか
	(Ⅱ)	6,400	640	1,280	1,920	
	(Ⅲ)	3,500	350	700	1,050	
生産性向上推進 体制加算	(Ⅰ)	1,000	100	200	300	
	(Ⅱ)	100	10	20	30	
介護職員 処遇改善加算	(Ⅰ)	基本報酬・各種加算総単位数の14.9%相当分			いずれか	
	(Ⅱ)	基本報酬・各種加算総単位数の14.6%相当分				
	(Ⅲ)	基本報酬・各種加算総単位数の13.4%相当分				

○食費、宿泊費、雑費等（実費負担分）

	実費負担分	
食事代	朝食代	400
	昼食代	700
	夕食代	600
	おやつ代	100
宿泊代	2,200	【その他実費負担分】 ○おむつ代（※） ○レクリエーション等の材料費 ○日常生活上必要な物であって、ご負担いただく ことが適当認められるもの
洗濯代	100	

※紙パンツ（1枚）M：90円、L：100円、LL：110円、尿取りパッド（1枚）20円